発議第4号

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に反対する意見書(案)の提出 について

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に反対する意見書(案)を次のとおり提出しようとする。

平成 26 年 3 月 25 日提出

提出者 伊賀市議会議員 百上 真奈 稲森 稔尚

記

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更に反対する意見書(案)

安倍晋三首相は、海外での武力行使に道を開く集団的自衛権の行使容認を閣議決定による憲法解釈の変更によって行おうとしています。

集団的自衛権について、歴代政権は「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」との政府見解を堅持してきましたが、安倍首相は国会の場においても歴代政権の憲法解釈を否定し、立憲主義の原則を踏みにじる発言を繰り返しており、このことに対しては与党内からも厳しい批判の声が相次いでいます。

そもそも憲法の本質的役割とは、国民主権の立場で首相をはじめ国家権力を抑制させ、 国民の基本的人権を擁護することであり、厳格な憲法改正の手続きを経ることなく、政権 が変わるたびに多数派による恣意性をもって憲法解釈を変えることは、立憲主義の原則か らも断じて許されるものではありません。よって本市議会は、下記事項について強く要望 します。

記

1. 集団的自衛権行使を認めない政府見解を堅持し、集団的自衛権行使に道を開く憲法解釈の変更を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月25日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

防衛大臣

内閣法制局長官 宛